

工事名：ふれあい交流館解体工事

株式会社 岡田設計帯広事務所

Table with 4 columns: 工種名及び計画, 名称, 構造, 階数, 別荘, 戸数, 延べ面積(m2), 備考. Includes sections for 1. 工事場所, 2. 材料と資材の調達, 3. 建築物の躯体, 4. 建設工に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Includes sections for 1. 建築工の優先使用, 2. 環境への配慮, 3. 地域材の優先使用, 4. 合法材料の使用, 5. 工事写真, 6. 技能士, 7. 施工中の安全確保及び環境保全, 8. 交通安全管理.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Includes sections for 1. 図面(工事実施形態を含む)及び、この特記仕様書に記載されている事項は、全て国土交通省認定資格者(建築士)が作成するものとする, 2. 特記事項の適用については次に従う, 3. 特記仕様書に記載の( )内は参考事項, 4. 特記仕様書に記載の( )内は参考事項, 5. 特記仕様書に記載の( )内は参考事項, 6. 本工種における工事管理業務委託の有無, 7. 施工に係る労働者及び施工条件は、次のとおりとする.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Includes sections for 1. 建築工の優先使用, 2. 環境への配慮, 3. 地域材の優先使用, 4. 合法材料の使用, 5. 工事写真, 6. 技能士, 7. 施工中の安全確保及び環境保全, 8. 交通安全管理.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Includes sections for 1. 総合評価方式による必要事項, 2. 施工計画審査について, 3. 責任の所在, 4. 技術評価項目に係る履修記録, 5. 関係施設との連携, 6. 技術評価項目に係るペナリティ, 7. 技術評価項目について, 8. 発注者の責任は軽減されるものではない, 9. 発注者の責任は軽減されるものではない, 10. 発注者の責任は軽減されるものではない.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Includes sections for 1. 建築工の優先使用, 2. 環境への配慮, 3. 地域材の優先使用, 4. 合法材料の使用, 5. 工事写真, 6. 技能士, 7. 施工中の安全確保及び環境保全, 8. 交通安全管理.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Includes sections for 9. 工事完成時の提出書類, 22. 工事関係, 23. 職員による不正行為の防止, 24. 重要職員の監理業務の実施.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Includes sections for 1. 監督業務, 2. 工事関係, 3. 職員の不正行為の防止, 4. 重要職員の監理業務の実施.

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Includes sections for 3. 基礎等の解体, 4. 杭の解体, 5. 樹木等の処理, 6. 地盤・埋戻し・掘土, 7. 建築廃棄物の処理.

第4章 建設廃棄物の処理	
項目	特記事項
2. 処理に注意を要する建設廃棄物	<p>○ 木造建築物を解体する場合 (4.5.1)</p> <p>CCA含有調査を実施し、含有が確認された場合は、監督官と協議の上、適切に処理すること。</p> <p>処理区分 ○ 中間処理</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>○ 裏・カドミウム含有調査を実施し、含有が確認された場合は、監督官と協議の上、適切に処理すること。</p> <p>処理区分 ○ 製造者 ○ 最終処分</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>○ その他</p> <p>種類</p> <p>処理区分 ○ 中間処理 ○ 最終処分</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p>

第5章 特別管理産業廃棄物の処理等

項目	特記事項
1. 施工調査	<p>特別管理産業廃棄物の分析調査は、次による。(5.1.3)</p> <p>なお、廃石等の処理は、6章「アスベスト含有建材の除去等」による。</p> <p>(1) PCB含有有機物類</p> <p>① 責任者 ○ 要調査 ○ 調査済</p> <p>② コンテナ ○ 要調査 ○ 調査済</p> <p>③ 蛍光灯器具の安定器 ○ 要調査 ○ 調査済</p> <p>④ その他 ○ 要調査 ○ 調査済</p> <p>(2) PCB含有レーシング材</p> <p>① 責任者 ○ 要調査 ○ 調査済</p> <p>(3) ダイオキシン類</p> <p>部 位 ○ 要調査</p> <p>部 位 ○ 調査済: レベル</p> <p>(4) その他の特別管理産業廃棄物等</p> <p>部 位 ○ 要調査</p> <p>部 位 ○ 調査済: レベル</p> <p>部 位 ○ 要調査</p> <p>部 位 ○ 調査済: レベル</p>
2. 特別管理産業廃棄物の処理等	<p>(1) PCB含有有機物類等は、PCBの飛散、流出等がないように適切な取組に努めること。</p> <p>なお、保管場所は、次による。(5.4.3)</p> <p>● 同一敷地内に保管</p> <p>保管場所: _____</p> <p>運搬方法: ○ 施工業者による運搬</p> <p>○ 施設管理者による運搬</p> <p>○ 敷地外に保管</p> <p>住 所: _____ ( km)</p> <p>保管場所: ○ PCB運搬許可業者</p> <p>運搬方法: ○ 施工業者 (施設管理者を同乗) が運搬 ○ その他</p> <p>(2) 臭気リチウム水溶液等</p> <p>処理区分 ○ 製造者 ○ 専門家</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>(3) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液</p> <p>処理区分 ○ 中間処理</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>(4) その他 (5.4.1)</p> <p>種類</p> <p>処理区分 ○ 中間処理 ○ 最終処分</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>種類</p> <p>処理区分 ○ 中間処理 ○ 最終処分</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>種類</p> <p>処理区分 ○ 製造業者 ○ 回収業者</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>種類</p> <p>処理区分 ○ 製造業者 ○ 炬炭業者</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p>
3. 特殊な建設副産物の回収及び処分	<p>特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。</p> <p>種類 外圧二次電池</p> <p>受入先 メーカー引き渡し</p> <p>種類 イオン式乾電池</p> <p>受入先 メーカー引き渡し</p> <p>種類</p> <p>処理区分 ○ 中間処理 ○ 最終処分</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>種類</p> <p>処理区分 ○ 中間処理 ○ 最終処分</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>種類</p> <p>処理区分 ○ 製造業者 ○ 回収業者</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p> <p>種類</p> <p>処理区分 ○ 製造業者 ○ 炬炭業者</p> <p>処分場所 [ ] 総合振興局 (振興局) 管内</p> <p>片道運搬距離 ( km)</p>

第6章 アスベスト含有建材の除去等	
項目	特記事項
1. 施工調査	<p>アスベスト含有建材の施工調査は、次による。(6.1.3)</p> <p>なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。</p> <p>○ 調査方法: _____ 箇所</p> <p>調査部位: _____</p> <p>● 含有調査済: 含有建材等は、図面による。</p> <p>分析方法は、JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定法」による。</p>
2. アスベスト粉じん濃度測定	<p>アスベスト粉じん濃度測定は、次による。(6.1.4)</p> <p>● 濃度測定: _____ 箇所</p> <p>調査部位: 日本環境センターに依頼による。(書状・作業中・作業後)</p>
3. 除去工事共通事項	<p>(1) 作業主任者 (6.2.2)</p> <p>アスベスト含有建材の除去は、石綿作業主任者技能講習又は、平成11年5月以前取得の労働安全衛生特別教育を受けた者のうちから、アスベスト作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。</p> <p>(2) 除去作業者 (6.2.3)</p> <p>アスベスト含有建材の除去に専ら従事する作業者(以下「除去作業者」という)は、石綿除害講習規則に基づく特別教育を受けた者とする。</p> <p>また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、健康状態が良好な者とする。</p> <p>(3) 表示及び指示 (6.2.4)</p> <p>● 作業期間の出入口に、「アスベスト作業主任者名・監督官の氏名・関係者の立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト作業等」の表示を行う</p> <p>また、アスベストの有害性、取扱上の注意事項、使用すべき保護具の指示を行う</p> <p>なお、喫煙の場所は、次による</p> <p>① 吹きかけ等提出の場合の喫煙</p>

第7章 その他	
項目	特記事項
1. 概数等表注	<p>(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとす。</p> <p>なお、設計に対して過大な数値を記載し変更するものではないことに留意すること。</p> <p>(2) 二重線が示している数量は、設計図書の内容(設計図書等の作成及び工事監理)において、設計図書に付随することとする。</p> <p>(3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に監督官と協議すること。</p> <p>なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。</p> <p>(4) 概数として取り扱っている数量は、概数測定による数量を示すものであるが、必要に応じて測定による数量についても概数として取り扱うことがある。</p> <p>(5) 概数</p> <p>7. 工事数量は、監督官別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量</p>

建設物の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では、( ) 労働基準監督署へ	
□ 労働安全衛生法第38条第4項 (労働安全衛生規則第30条第5号の2) の規定による計画の届出	
□ 石綿除害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出	
を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 作業期間 令和 年 月 日～
届出内容	令和 年 月 日～
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	令和 年 月 日 (表示日)
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要	令和 年 月 日 (表示日)
(氏名) を石綿作業主任者に選任しています	施工事業者名:
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています	現場責任者氏名:
受講した特別教育: ○ ○ の実施した講習(令和 年 月 受講)	連絡先:
また、本実施知事( )へ	
□ 大気汚染防止法第18条第15項の規定による作業の届出を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 届出先
届出住所	届出者氏名

建設物の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では、( ) 労働基準監督署へ	
□ 労働安全衛生法第38条第4項 (労働安全衛生規則第30条第5号の2) の規定による計画の届出	
□ 石綿除害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出	
を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 作業期間 令和 年 月 日～
届出内容	令和 年 月 日～
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	令和 年 月 日 (表示日)
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要	令和 年 月 日 (表示日)
(氏名) を石綿作業主任者に選任しています	施工事業者名:
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています	現場責任者氏名:
受講した特別教育: ○ ○ の実施した講習(令和 年 月 受講)	連絡先:
また、本実施知事( )へ	
□ アスベスト含有建材を使っていない場合	

建設物の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では、( ) 労働基準監督署へ	
□ 労働安全衛生法第38条第4項 (労働安全衛生規則第30条第5号の2) の規定による計画の届出	
□ 石綿除害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出	
を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 作業期間 令和 年 月 日～
届出内容	令和 年 月 日～
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	令和 年 月 日 (表示日)
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要	令和 年 月 日 (表示日)
(氏名) を石綿作業主任者に選任しています	施工事業者名:
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています	現場責任者氏名:
受講した特別教育: ○ ○ の実施した講習(令和 年 月 受講)	連絡先:
また、本実施知事( )へ	
□ アスベスト含有建材を使っていない場合	

建設物の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では、( ) 労働基準監督署へ	
□ 労働安全衛生法第38条第4項 (労働安全衛生規則第30条第5号の2) の規定による計画の届出	
□ 石綿除害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出	
を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 作業期間 令和 年 月 日～
届出内容	令和 年 月 日～
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	令和 年 月 日 (表示日)
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要	令和 年 月 日 (表示日)
(氏名) を石綿作業主任者に選任しています	施工事業者名:
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています	現場責任者氏名:
受講した特別教育: ○ ○ の実施した講習(令和 年 月 受講)	連絡先:
また、本実施知事( )へ	
□ アスベスト含有建材を使っていない場合	

第7章 その他	
項目	特記事項
1. 概数等表注	<p>(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとす。</p> <p>なお、設計に対して過大な数値を記載し変更するものではないことに留意すること。</p> <p>(2) 二重線が示している数量は、設計図書の内容(設計図書等の作成及び工事監理)において、設計図書に付随することとする。</p> <p>(3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に監督官と協議すること。</p> <p>なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。</p> <p>(4) 概数として取り扱っている数量は、概数測定による数量を示すものであるが、必要に応じて測定による数量についても概数として取り扱うことがある。</p> <p>(5) 概数</p> <p>7. 工事数量は、監督官別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量</p>

建設物の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では、( ) 労働基準監督署へ	
□ 労働安全衛生法第38条第4項 (労働安全衛生規則第30条第5号の2) の規定による計画の届出	
□ 石綿除害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出	
を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 作業期間 令和 年 月 日～
届出内容	令和 年 月 日～
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	令和 年 月 日 (表示日)
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要	令和 年 月 日 (表示日)
(氏名) を石綿作業主任者に選任しています	施工事業者名:
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています	現場責任者氏名:
受講した特別教育: ○ ○ の実施した講習(令和 年 月 受講)	連絡先:
また、本実施知事( )へ	
□ アスベスト含有建材を使っていない場合	

建設物の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では、( ) 労働基準監督署へ	
□ 労働安全衛生法第38条第4項 (労働安全衛生規則第30条第5号の2) の規定による計画の届出	
□ 石綿除害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出	
を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 作業期間 令和 年 月 日～
届出内容	令和 年 月 日～
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	令和 年 月 日 (表示日)
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要	令和 年 月 日 (表示日)
(氏名) を石綿作業主任者に選任しています	施工事業者名:
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています	現場責任者氏名:
受講した特別教育: ○ ○ の実施した講習(令和 年 月 受講)	連絡先:
また、本実施知事( )へ	
□ アスベスト含有建材を使っていない場合	

建設物の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では、( ) 労働基準監督署へ	
□ 労働安全衛生法第38条第4項 (労働安全衛生規則第30条第5号の2) の規定による計画の届出	
□ 石綿除害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出	
を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 作業期間 令和 年 月 日～
届出内容	令和 年 月 日～
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	令和 年 月 日 (表示日)
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要	令和 年 月 日 (表示日)
(氏名) を石綿作業主任者に選任しています	施工事業者名:
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています	現場責任者氏名:
受講した特別教育: ○ ○ の実施した講習(令和 年 月 受講)	連絡先:
また、本実施知事( )へ	
□ アスベスト含有建材を使っていない場合	

建設物の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では、( ) 労働基準監督署へ	
□ 労働安全衛生法第38条第4項 (労働安全衛生規則第30条第5号の2) の規定による計画の届出	
□ 石綿除害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出	
を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 作業期間 令和 年 月 日～
届出内容	令和 年 月 日～
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	令和 年 月 日 (表示日)
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要	令和 年 月 日 (表示日)
(氏名) を石綿作業主任者に選任しています	施工事業者名:
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています	現場責任者氏名:
受講した特別教育: ○ ○ の実施した講習(令和 年 月 受講)	連絡先:
また、本実施知事( )へ	
□ アスベスト含有建材を使っていない場合	

建設物の解体等の作業に関するお知らせ	
当現場では、( ) 労働基準監督署へ	
□ 労働安全衛生法第38条第4項 (労働安全衛生規則第30条第5号の2) の規定による計画の届出	
□ 石綿除害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出	
を行っています	
届出年月日	令和 年 月 日 作業期間 令和 年 月 日～
届出内容	令和 年 月 日～
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	令和 年 月 日 (表示日)
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要	令和 年 月 日 (表示日)
(氏名) を石綿作業主任者に選任しています	施工事業者名:
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています	現場責任者氏名:
受講した特別教育: ○ ○ の実施した講習(令和 年 月 受講)	連絡先:
また、本実施知事( )へ	
□ アスベスト含有建材を使っていない場合	



一級建築士事務所 北海道知事登録 (特) 第115号  
**株式会社 田田設計**  
 帯広事務所

設計者  
 一級建築士 第294085号 竹川 信一

設計者  
 構造一級建築士 第 号

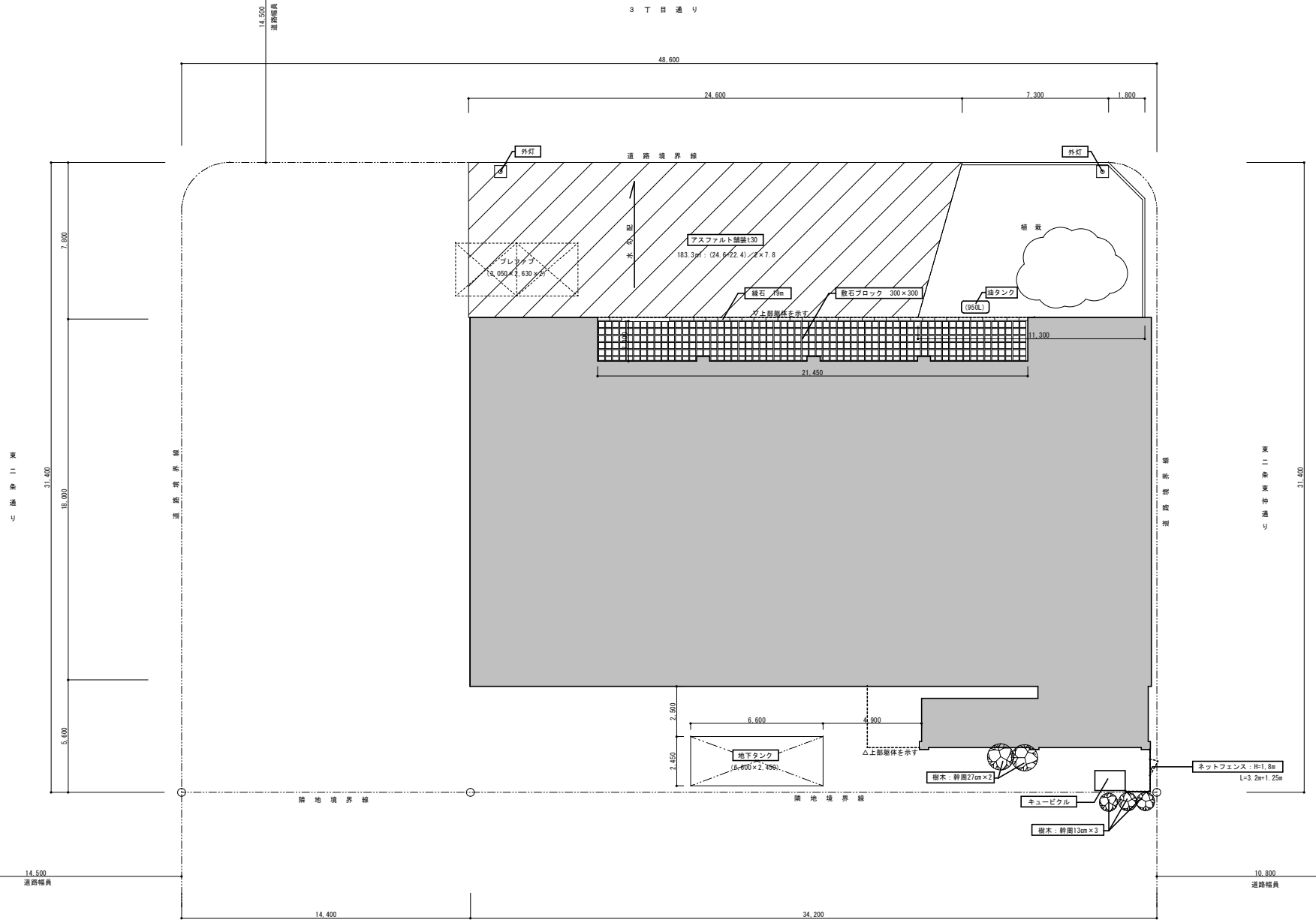
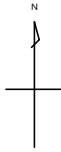
法適合設計者(確認者)  
 一級建築士 第 号

確認  
 担当  
 TITLE

芽室町ふれあい交流館解体工事  
 設計図

DRAWING NAME  
 解体工事特記仕様書 (2)

DRAWING NO. 102  
 DRAWING DATE. 2020.12.01  
 BUSINESS NO. 2031



今回工事範囲を示す



一級建築士事務所 北海道知事登録 (特) 第115号  
**株式会社 田田設計**  
 帯広事務所

管理棟業士  
 一級建築士  
 第294085号 竹川 信一

設計者  
 一級建築士  
 第 号  
 ○○ ○○

法適合設計者(確認者)  
 構造一級建築士  
 第 号

設備一級建築士  
 第 号

機関  
 担当

TITLE  
 芽室町ふれあい交流館解体工事  
 設計図

DRAWING NAME  
 外構図  
 SCALE  
 1/100 (A3 1/200)

DRAWING NO.  
 103  
 DRAWING DATE  
 2020.12.01  
 BUSINESS NO.  
 2031

外部仕上表

Main table for external finishing work, including sections for concrete, wall, roof, windows, and other materials.

内部仕上表

Main table for internal finishing work, detailing room specifications, materials, and heights across various areas like hallways, classrooms, and offices.



一級建築士事務所 北海道知事登録 (十)第115号 株式会社 田田設計 帯広事務所

管理建築士 一級建築士 第294085号 竹川 信一

設計者 一級建築士 第 号

構造一級建築士 第 号

設備一級建築士 第 号

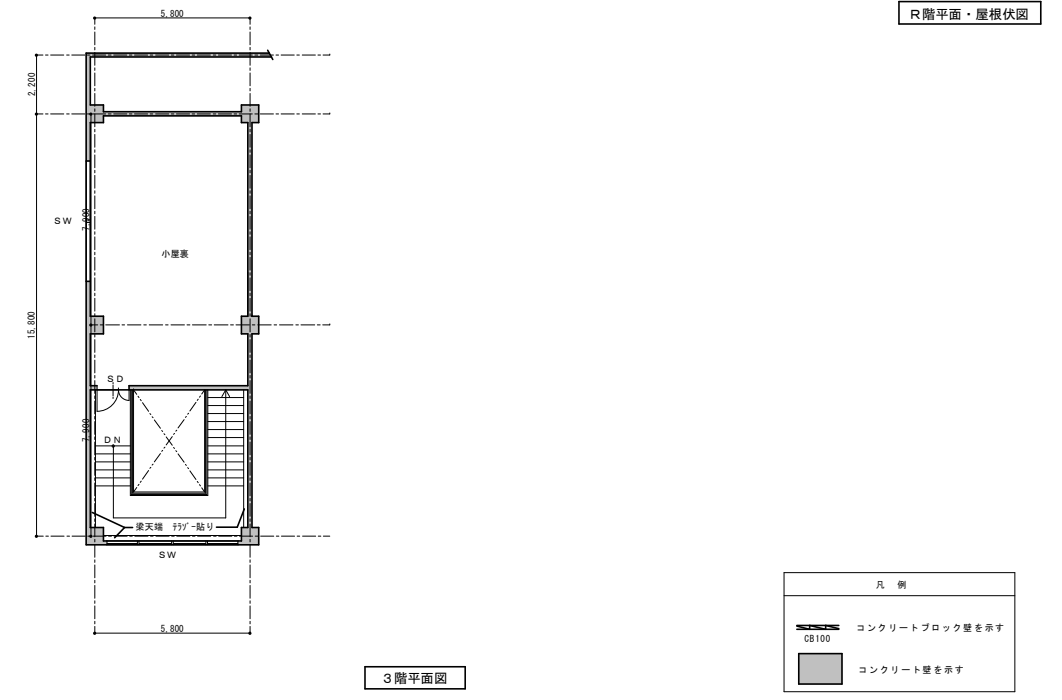
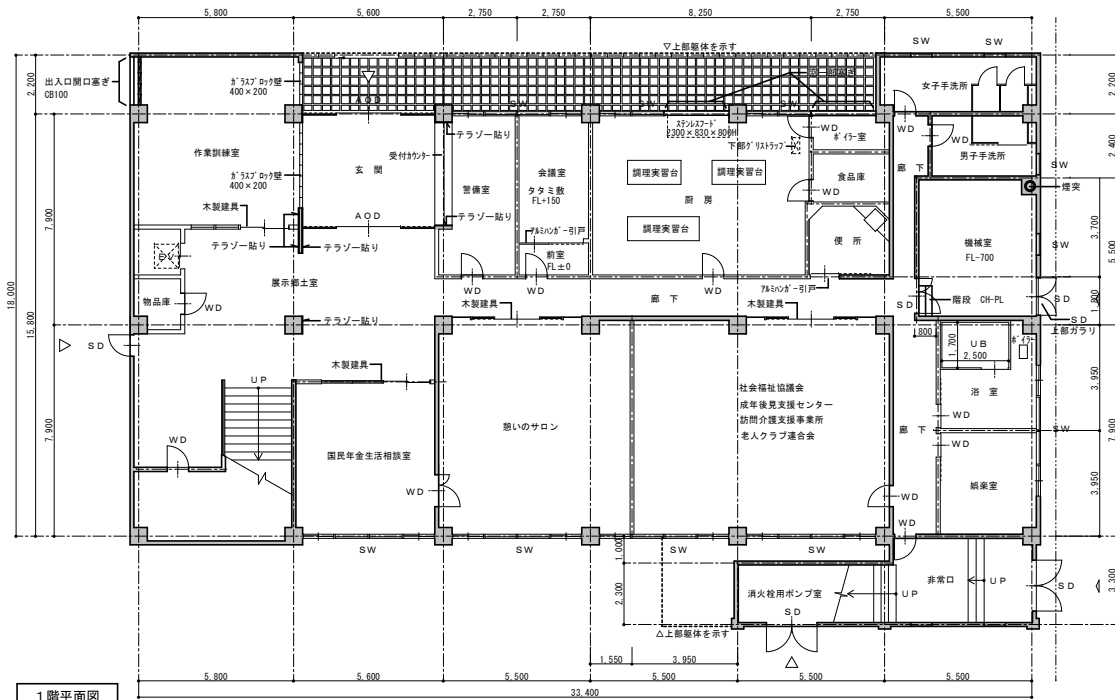
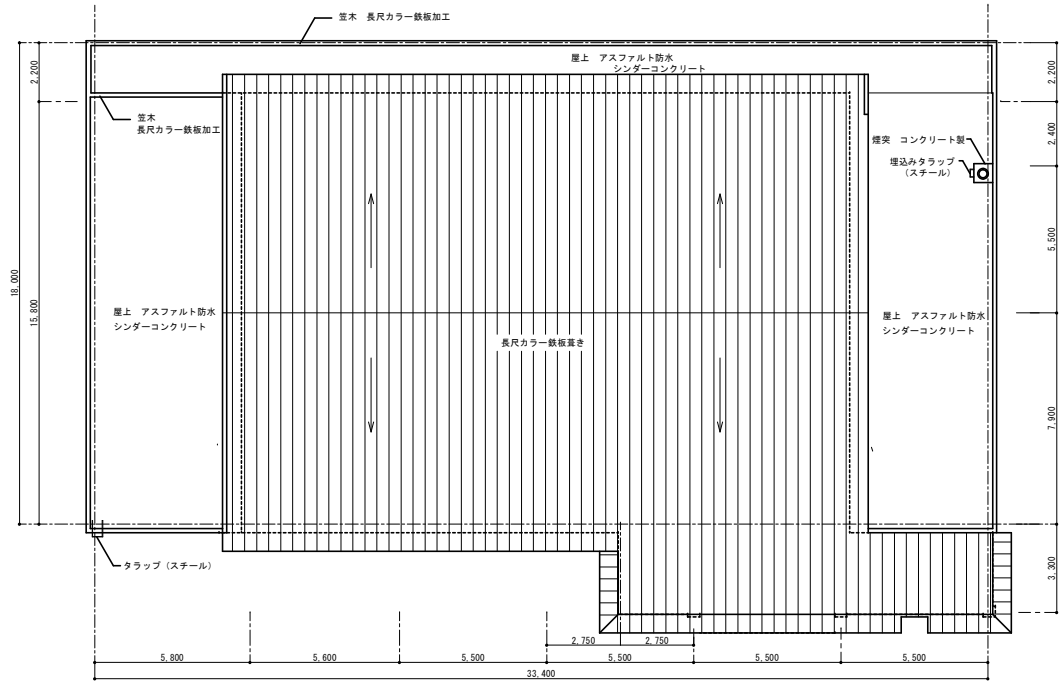
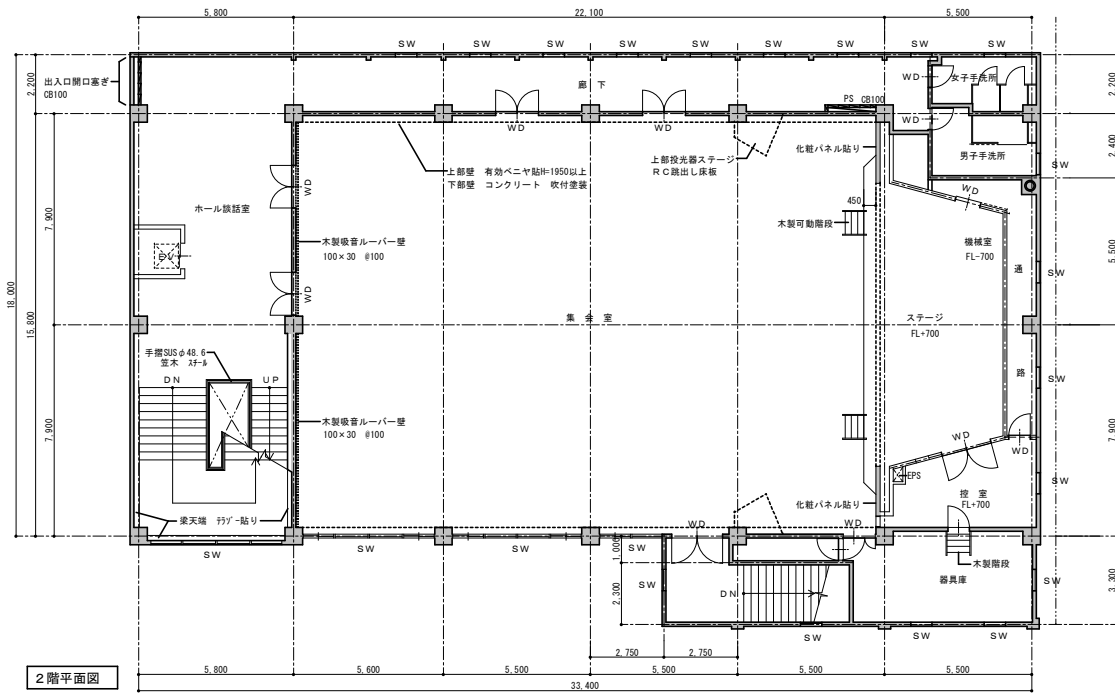
検査 担当 TITLE

茅室町ふれあい交流館解体工事

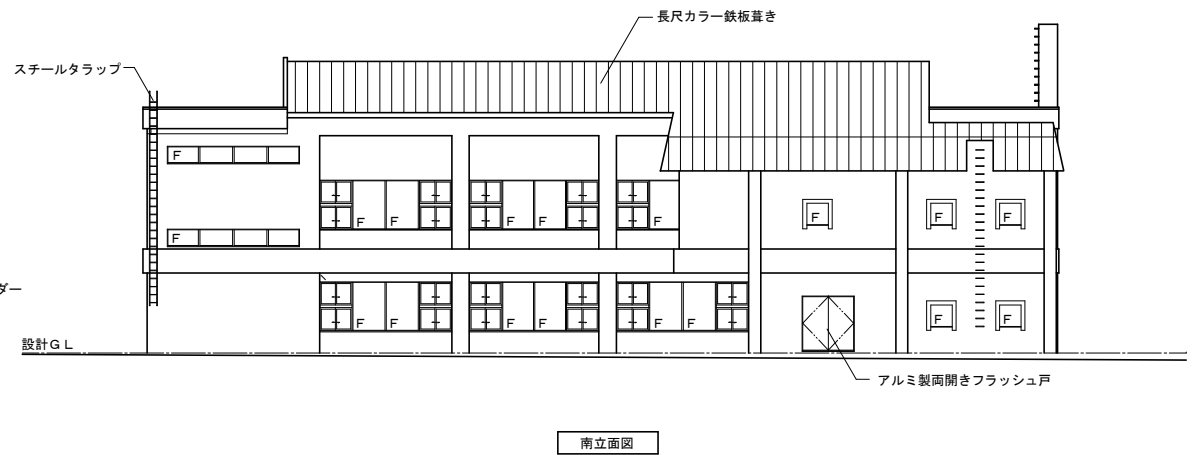
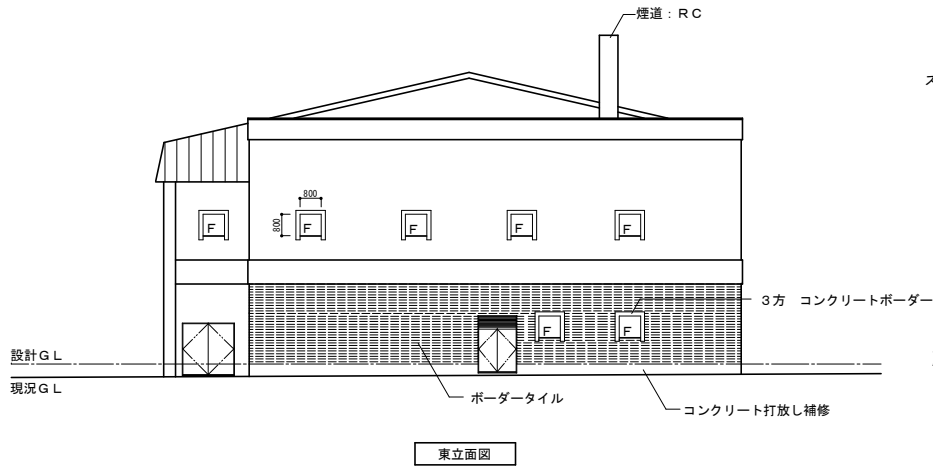
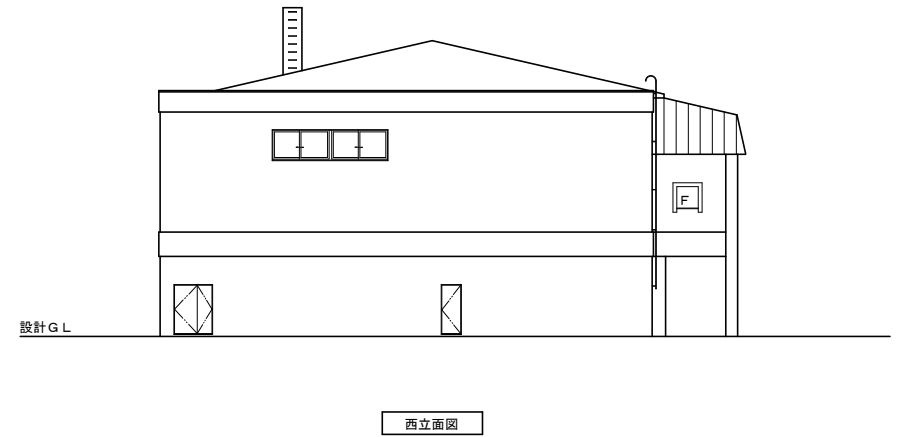
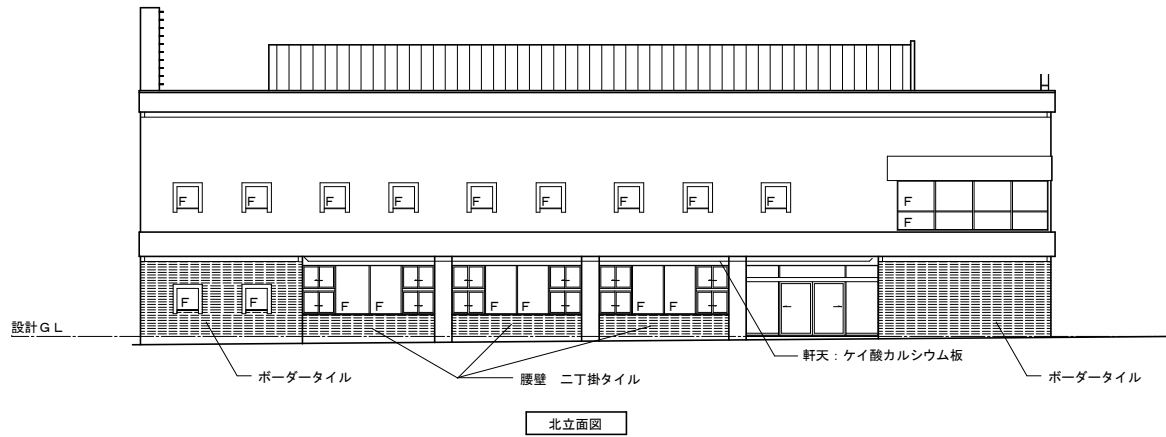
設計者

仕上表

Metadata table containing drawing number (104), date (2020.12.01), business number (2031), and scale information.



凡例	
	コンクリートブロック壁を示す
	コンクリート壁を示す

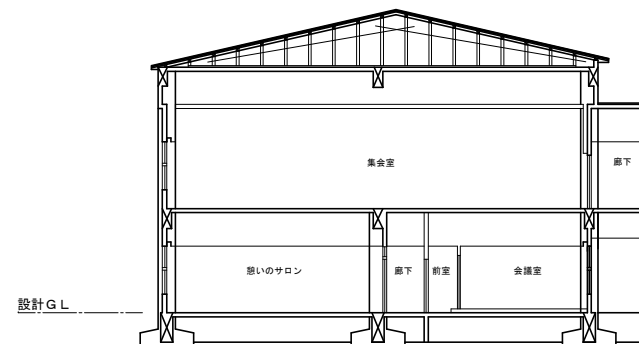
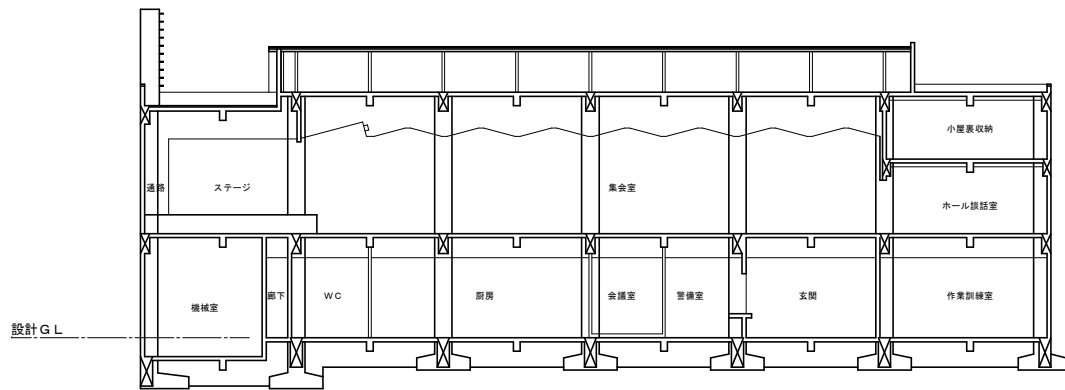



特記無き建具は スチール製とする

アルミ引違い窓

スチール窓FIX  
全体の枠は スチール製

	一級建築士事務所 北海道知事登録 (十) 第115号 <b>株式会社 田田設計</b> 帯広事務所	管理建築士 一級建築士 第294085号 竹川 信一	設計者 一級建築士 第 号 〇〇 〇〇	法適合設計者(確認者) 構造一級建築士 第 号 設備一級建築士 第 号	棟頭 担当	TITLE 芽室町ふれあい交流館解体工事	設計者 1/100 (A3 1/200)	DRAWING NAME 立面図	DRAWING NO. 106
	一級建築士事務所 北海道知事登録 (十) 第115号 <b>株式会社 田田設計</b> 帯広事務所	管理建築士 一級建築士 第294085号 竹川 信一	設計者 一級建築士 第 号 〇〇 〇〇	法適合設計者(確認者) 構造一級建築士 第 号 設備一級建築士 第 号	棟頭 担当	TITLE 芽室町ふれあい交流館解体工事	設計者 1/100 (A3 1/200)	DRAWING NAME 立面図	DRAWING DATE 2020.12.01



	一級建築士事務所 北海道知事登録(十)第115号 <b>株式会社 田田設計</b> 帯広事務所		管理建築士 一級建築士 第294085号 竹川 信一	設計者 一級建築士 第 号 ○○ ○○ 印	構造一級建築士 第 号 印	法適合設計者(確認者) 設備一級建築士 第 号 印	棟名 印	担当 印	TITLE 芽室町ふれあい交流館解体工事	DRAWING NAME 断面図	DRAWING NO. 107
	設計図										DRAWING DATE 2020.12.01
	SCALE 1/100 (A3 1/200)										BUSINESS NO. 2031